○国土交通省告示第七百三十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年四月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第5029号	救命胴衣（固型式）（子供用）	高藤救命器具株式会社	締め具を追加

○環境省告示第五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

環境大臣　大塚　珠代

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社

ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　安齋　哲也

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

香川県香川郡直島町字重石四千五十一番一並びに字風戸二千五百六十九番及び二千五百七十番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等の分解施設、ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

平成二十八年四月六日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　環境省中国四国地方環境事務所高松事務所廃棄物・リサイクル対策課

ニ　香川県環境森林部廃棄物対策課

ホ　香川県東讃保健福祉事務所環境管理室

ヘ　直島町役場環境水道課

○環境省告示第六十号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年五月十三日

環境大臣　大塚　珠代

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項の規定による土地の掘削の許可であって、同法第五条第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間（同条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの	平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）及び大分県の区域内において当該許可に係る工事を行う者	平成二十八年九月三十日
温泉法第十一条第一項の規定による増掘又は動力の装置の許可であって、同条第二項及び第三項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間（同法第十一条第二項及び第三項において準用する同法第五条第二項の規定により更新されたものを含む。）が満了するもの	特定被災区域及び大分県の区域内において当該許可に係る工事を行う者	
自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の規定による許可であって、同法第三十二条の規定に基づく条例により、平成二十八年九月二十九日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項の規定による許可であって、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項の規定による許可であって、同条第七項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による許可であって、同条第二項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定による許可であって、同条第七項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	